

利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金（基本サービス料金：一日あたり）

① 短期入所生活介護（1単位＝10.17円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所介護費	677	743	814	880	946
サービス提供体制強化加算	18	18	18	18	18
夜勤職員配置加算	18	18	18	18	18
介護職員処遇改善加算（I）	42	46	50	54	58
介護費合計	755	825	900	970	1040

② 予防短期入所生活介護（1単位＝10.17円）

	要支援1	要支援2
予防短期入所介護費	508	631
サービス提供体制強化加算	18	18
介護職員処遇改善加算（I）	31	38
予防介護費合計	557	687

介護費は、介護保険負担割合証により、負担割合が1割の方と2割の方がいます。

③ 送迎加算 片道184単位 送迎が必要とケアマネジャーが認めた場合。

④ 療養食加算 一日18単位 医師の指示に基づく療養食の提供が必要な場合。

※③送迎加算、④療養食加算は、介護職員処遇改善加算の対象となります。

上記の表にある介護職員処遇改善加算（I）の単位数には、③送迎加算、④療養食加算は含んでいません。対象となる場合には、介護費＋各種加算合計に5.9%を乗じた金額がプラスされます。

(2) 所定料金（介護保険法で、基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくとされているもの）

① 食費 一日 1,380円（第4段階の方）

内訳 朝食：380円 昼食：500円 夕食：500円

入退所日及び予め申し出られた欠食は上記単価で計算します。

② 滞在費（ユニット型個室）1,970円（第4段階の方）

※食事代と滞在費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

対象者		区分	食費	滞在費
生活保護受給者		第1段階	300円	820円
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得の合計所得の合計が80万円以下の方	第2段階	390円	820円
	利用者負担額2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	第3段階	650円	1310円

※高額介護サービス費の支給

1ヶ月あたりの世帯単位の介護サービス1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

対象者		区分	1割負担限度額
生活保護受給者		第1段階	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者		
	課税年金収入額と合計所得の合計所得の合計が80万円以下の方		
	利用者負担額2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	第3段階	25,000円
上記以外の方		第4段階	37,000円

・利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日前後に郵便にてご請求いたします。末月までに、窓口での現金払いか口座振込みにてお支払いください。